

学術集会発表における倫理指針

2024年7月21日

一般社団法人 日本糖尿病教育・看護学会

本学会学術集会の演題発表における倫理指針を以下のように定める。

1. 著作権について

学会誌特別号（学術集会抄録集）の著作権は、日本糖尿病教育・看護学会に帰属する。

2. 二重発表について

他学会で発表した演題あるいは発表予定の演題は発表できない。二重発表が判明した場合には、発表前であれば演題登録を取り消す。発表後に判明した場合には、二重発表であった旨を当会学会誌およびウェブサイトにて公表する。いずれの場合でも、抄録集に掲載された当該演題は取り下げる。ただし、講演やシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ等、査読を伴わない依頼演題等は二重発表の対象としない。

3. 「人を対象とする生命医学・医学系研究」における研究対象者への倫理的配慮について

「人を対象とする生命医学・医学系研究に関する倫理指針」（以下、「研究倫理指針」とする）（文部科学省・厚生労働省・経済産業省，令和3年3月23日制定，令和5年3月27日一部改訂）に該当する研究について、「研究倫理指針」に定める倫理審査委員会の要件を満たした所属機関等の倫理委員会で承認を得ることが望ましい。承認を得た場合、抄録にその旨を記載する。

4. 「人を対象とする研究」ではない研究の倫理的配慮について

「人を対象とする研究」に含まれない文献検討や人を対象としない実験等は、抄録での倫理的配慮の記載は不要とする。

※3.4. については、日本医学会連合研究倫理委員会による「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」も参照されるとよい。

なお、詳細については、該当学術集会会長の裁量に委ねる。